## 工場立地法検討小委員会における論点(案)

1.「緑地」または「緑地以外の環境施設」のいずれかに「太陽光 発電施設」を位置付けることについて

今般、政府がとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、新たな需要創出に向けた規制改革の重点課題について、重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組むものとされたところ。その具体的措置に「工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当」が位置付けられ、太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、その対応については年度内に速やかに結論を得ることとされている。

また、全国規模の規制改革要望2009の中では、事業者団体(日本経済団体連合会、関西経済連合会)から「太陽光発電設備の設置面積の一定割合を緑地面積または環境施設面積に算入するべきである」等といった旨の要望が出てきている。こうした要望の背景には、低炭素社会構築に向けて太陽光発電施設の普及促進を図るべきという声があるとともに、平成20年の工場立地法の運用例規一部改正(太陽光発電施設の扱いについて緩和措置を講じたもの)以降も、太陽光発電施設の導入がなかなか進んでいないといった事情が存在すると思われる。

以上から、太陽光発電施設を工場立地法における「緑地」または「緑地以外の環境施設」に位置付けるべきではないか。

## 2.緑地面積と環境施設面積の割合のあり方について

太陽光発電施設を「緑地以外の環境施設」に位置付けた上で、用途地域を限定して、緑地面積率の緩和を行う等の措置を検討すべきではないか。また、こうした措置を行う場合は、以下の諸点を検討すべきではないか。

限定する地域は、都市計画法における用途地域のうち、工業地域、工業専用地域が適しているのではないか。 緩和措置を実施する場合は、その緩和基準について「告示」により定めるべきか。または「地域準則」により定めるべきか。 緩和措置を実施する場合、緑地面積率の下限として、適正な水準はどの程度か。

## 3.緑地面積減少にかかる軽微変更の扱いについて

工場立地法において、修繕に伴う生産施設の面積については30㎡未満のものは変更届が不要となっている(省令第9条)。緑地面積の減少についても、事務負担軽減を図るため、一定面積(30㎡)未満の変更であれば軽微変更として扱い、変更の届出を不要とすべきではないか。

## 4. その他